

～次世代経営者へハトンをつなげよう～

## 会社の引継ぎ支援策が拡充されます！

### ＜特例事業承継税制が創設されました＞

平成20年に事業承継税制が創設されてから10年、中小企業経営者の高齢化が進む中、急務となっている円滑な世代交代と、それに伴う生産性向上の促進を図る対策として、10年間の特例措置という形で、現行の事業承継税制の適用要件を緩和し、抜本的な拡充が行われます。

### ★改正のポイント★

1. 発行済議決権株式総数のすべてが対象となります
2. 相続時の納税猶予適用対象が株式評価額の100%になります
3. 雇用確保要件が実質撤廃されます
4. 複数の株式所有者からの贈与も可能となり、後継者の範囲も拡大されます
5. 推定相続人以外でも相続時精算課税の適用が受けられるようになります



項目	現行(一般)の事業承継税制	特例事業承継税制
対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2	全株式
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5年平均80%維持	実質撤廃
贈与等を行う者	改正前 先代経営者のみ 改正後 複数株主	複数株主
後継者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
特例経営継承期間後の減免要件の追加	民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、超える部分の猶予税額を免除	譲渡・合併による消滅・解散時を加える
承継計画の提出	不要	要
提出期間	—	平成30年4月1日～5年間
先代経営者からの贈与等の期間	なし	平成30年1月1日～平成39年12月31日迄

特例事業承継税制の適用を受ける為には、認定支援機関の指導及び助言を受けて承継計画の作成を行い、都道府県知事へ提出が必要となります。また、提出期間が5年間に限定されていますので、平成35年3月31日までに継承計画を提出しなければ特例事業承継税制が適用できなくなりますので、注意が必要です。

すぐに非上場株式を後継者に贈与する予定がなくても、まずは計画を提出しておくことをお勧めします。

株式の集中、後継者の選定から経営資源の継承には多くの労力が求められ、何よりも元気な内から早めの取り組みが重要です。